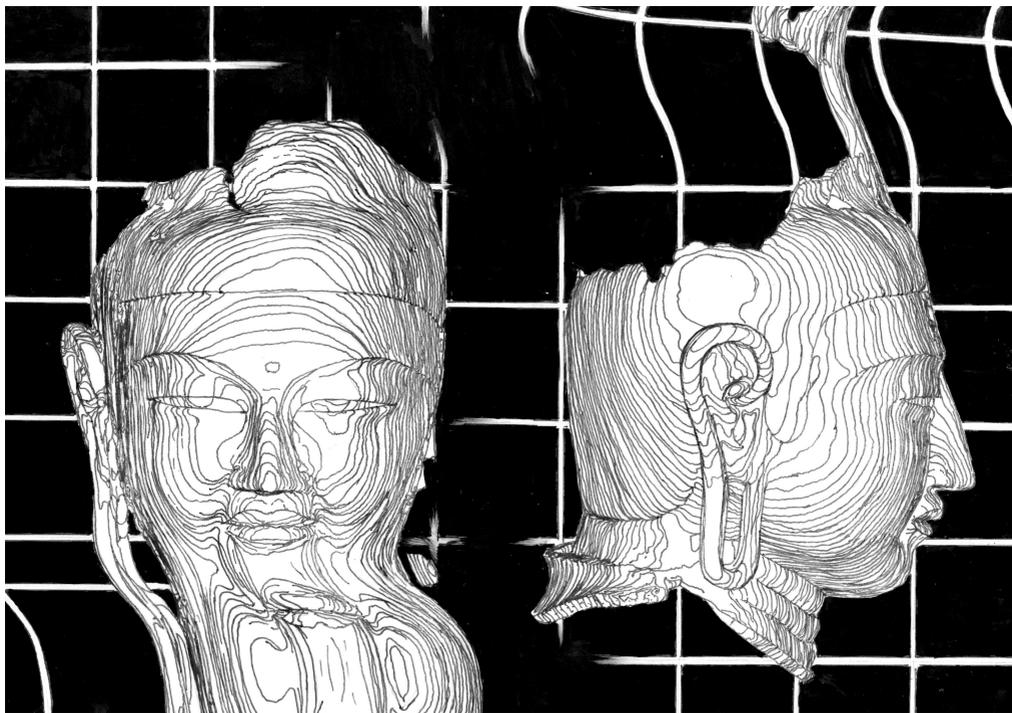


日本の速記

2026

2・3

No.1025



シリーズ 議会豆知識69「議会改革の検討機関」
まほろば速記通信④「速記文字の印象的記憶法」
第116回全日本大学速記競技大会実施報告(その2)
第77回全国議事記録議事運営事務研修会 分科会概要
令和7年速記交流祭報告(その2)

公益社団法人 日本速記協会

目次

日本の速記2026年2・3月号

巻頭言「正確な文字化の困難」

業務執行理事 佐藤 俊紀	1
シリーズ 議会豆知識69「議会改革の検討機関」	
理事 内田 一夫	2
まほろば速記通信④「速記文字の印象的記憶法」	
前川 純二	4
第116回全日本大学速記競技大会 実施報告	
大会実行委員長 関西大学 首藤 綾香	6
第7回速記交流合宿報告 ～東京スタイルの確立～	
山田 雪乃	11
第77回 全国議事記録議事運営事務研修会 分科会概要	
研修担当理事	15
令和7年速記交流祭報告（その2）	
理事 中根 康雄	22
令和8年度第3回定例理事会 議事概要	28
寄附のお願い	31
協会本部日誌／伝言板／編集後記	32
第233回速記技能検定のお知らせ	

表紙

『コンターマップ』

遺跡の垂直撮影による航空写真測量が明確に記録として残っている最古の事例は100年前、1926年に千葉県姥山貝塚の発掘に際してでした。以降、戦争を経て航空写真測量は飛躍的な技術発展をみます。また現在は3Dスキャナー等が発達していますが、その昔はステレオ写真をオペレーターが覗きこみ座標上に等高線を描画していく、なんともアナログな測量も行われていたそうです。

表紙は「遺跡を測る（飛鳥資料館発行・平成9年）」に掲載の図版を参考に描画しました。

（千葉大二郎・硬軟）

■巻頭言■

正確な文字化の困難

業務執行理事 佐藤俊紀

国立国語研究所に「話しことばの文型」という報告文書があります。その(一)は対話資料による話し言葉の研究をまとめたものですが、その中に、研究に使う録音資料を文字化する際の困難さについて触れた部分があります。発表されたのは今から六十年以上前ですが、音声認識・AIの時代になってもなお同様の困難さは存在すると思われるところから、ここで紹介したいと思います。

「正確な文字化の困難に、分析すると二つの面がある。はやい速度で、しはしは予測されない形やくずれた形で出てくることばを、ありのままにおさ

ることのやりにくさと、不明瞭な音声の聞き取りのむずかしさである。前者は、しかし、時間をかけて忠実に作業するということで克服できる。後者はなかなか手ごわい。やや不明瞭な部分については、同一材料が違う作業者によって別のものに聞き取られたり、時間を隔てて聞くと、同一作業者に同一材料が別のものに聞き取られたりするものが少なくない。そう思って聞けばそうも聞こえるということもある。要するに、作業者の生理的条件や心理的条件によって、かなり聞き取りが左右されるのである。」

「対話の場面に居あわせて話し手や場面に属する具体的な諸条件と照合してことばをとらえることができるべきでないとの相違があろう。対話の場面に居あわせて聞き取りやすいというのは、話し手や場面に属する条件と照合することにより、推定が行なわれやすいのである。」

「生活的な立場では、一般に、ことばの意味を聞き取ろうとする。その際は、ことばの形の細部まで一様に厳密に聞き取ろうという態度をもたない。音声不明瞭で聞き取れない部分があっても問題にならないところがある。」

正確な文字化の難しさに関しては、本誌の読者の方なら同様の経験をもちださと思います。正確な聞き取りには時間がかかるということ、そして複数の人間が関わるのが大事だということ、また、その場にいることが大事なんだということも改めて認識させられました。

しかし、正確な文字化の難しさをなかなか理解してもらえないという現実もあります。厳密に聞き取ろうとする経験を持たない方々に話し言葉を正確に聞き取り文字化することの困難さをどう理解してもらおうか、音声認識が普及しAIがますますもてはやされる時代、それはさらに難しくなっているようにも感じます。

シリーズ

■議会豆知識 69

議会改革の検討機関

議会改革を具体的に検討する場合、議会内のどのような機関で検討するかが適当でしょうか。そこで今回は想定される機関の長所と短所を比較したいと思います。

その際地方議会で留意すべきは、法律で認められた正式な機関で検討することが必要だということです。国会の場合は組織の自律権から自分たちで内部機関を自由に設置できますが、地方議会の場合は法律の範囲内ではか自律権を発揮できません。法定外の会議に出席した際の費用弁償に対し、住民から不当利得を理由とする損害賠償請求が提起されたことがあります。裁判所

の判断は適法と違法で分かれていますが、リスクを冒すことは避けるべきです。

検討機関としてまず考えられるのが議会運営委員会です。議長の諮問を受けて検討を開始することとなります。

議運全体で議論する方法もありますが、議運はその他の協議事項も多数抱えるため、議運の下に小委員会（例えば「議会改革検討小委員会」）を設置して集中的に議論することもできます。

議運で検討する場合は委員会活動として参考人招致や委員派遣による視察が可能となります。ただし委員会のルールが適用されますので、会議録の作成や傍聴への対処も必要となります。また、複数の会期にわたって継続的に検討する場合は、閉会中継続審査の手続きが必要となります。構成メンバーは議運委員に限定されるという制限もあります。

次に検討機関として考えられるのが

特別委員会です。議会改革調査特別委員会というような形で設置し、付議事件は「議会改革に関する調査の件」となりますが、より具体的に「議会の政策立案の推進に資する対策の調査の件」というような形も可能です。

特別委員会による場合も委員会活動として参考人を招致したり、委員派遣による視察も可能です。会議録や傍聴への対処も議運の場合と同じです。

また複数の会期にわたって継続的に検討する場合は閉会中継続審査の手続きをとることが必要ですが、特別委員会設置の際に「審議終了まで設置する」旨を併せて議決することで継続審査の手続きを省くことも可能です。ただし、原則論から言うと、特別委員会はあくまで重要課題について臨時的に設置されるものですので、議会改革という名目で常設されることは適当ではありません。

次は「協議又は調整を行う場」（以

下「協議等の場」という)として設置する方法です。「議会改革検討会議」「議会活性化改革検討委員会」などこの方式を採用している議会が多いのは運営の自由度が高いことが原因と考えられます。

「協議等の場」の設置は平成二十年の地方自治法改正で実現しましたが、これは議会における議案の審査や議会運営の充実を図る目的で開催されていた協議会等(全員協議会、各派代表者会議、広報委員会、図書運営委員会、正副委員長会議等)の法律上の位置づけを明確化することを目的とするものでした。これらの諸会議はそれまで法定外会議とされ、先に述べたように費用弁償に対して訴訟が提起されたことから、位置づけの明確化が求められました。

前の通り調整を行う場となります。会議規則に具体的に会議名を規定することで設置され、それにより議会の正式な会議になります。その効果として費用弁償や公務災害の対象になります。

委員会と異なるのは「協議等の場」の運営その他必要な事項は、議長が別に定めることとされていることから、傍聴や会議録の作成に関する事項も議長が定めるところによることとなります。参考人については総務省は「協議等の場」に招致することも可能としているようですが、視察については議員派遣の手続きをとる必要があります。なお活動は会期中に限定されませんので、閉会中審査の手続きも必要ありません。

最後に、議長の諮問機関として設置する方法もあります。議長が個人的に設置する方法をとることによって正式な会議にかかる制約を免れることはできませんが、法律上の組織ではないことから費用弁償については注意する必要があります。

があります。参考人を招致することはできません。

以上とは別に議会基本条例で検討機関を設置する方法も考えられますが、法律上の根拠がないことで設置の正当性が問題となる可能性があります。地方議会の自律権への制約は普段感じないかもしれませんが、このような具体的な問題を突き詰めて検討すると限界が具体化します。この限界を突き破ることも議会改革の課題だと考えます。

理事 内田 一夫

元全国都道府県議会議長会
事務局次長 議事調査部長

次回は

「ハラスメント」
を予定しています。

寄附のお願い

公益社団法人日本速記協会
理事長 保坂 正春

日本速記協会は、速記の普及並びに歴史・文化の継承とともに、正確な発
言記録の作成を支援する活動を行っています。

しかしながら、これらの活動を支える会費収入は年々減少しております。
速記を未来につなげていくために、広く皆様方よりご寄附によるご支援、
ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

◎寄附金振込先

- ・郵便局（ゆうちょ銀行）からお振込みの場合
番号 00110-2-53583 加入者名：公益社団法人 日本速記協会
※振込票の「通信欄」に「寄附」と記載してください。
- ・銀行からお振込みの場合
みずほ銀行 町村会館出張所
普通預金 1001509 公益社団法人 日本速記協会

◎領収書の発行について

寄附金拝受後に「領収書」と「税額控除に係る証明書」を郵送します。
領収書の発行日は、寄附金の入金日となります。

◎税制上の優遇措置について

公益法人へ寄附を行った場合、寄附金の額に応じて個人または法人の所
得から一定額を控除する等の税制上の優遇措置が設けられています。

◎問合せ先

公益社団法人日本速記協会 事務局
〒171-0033 東京都豊島区高田 3-10-11 KGビル4階
Tel：03-6205-9701 Fax：03-6205-9702
e-mail：info@sokki.or.jp

◎協会本部日誌（令和8年1月1日～2月28日）

- 1月6日 川崎市議会局から委託業者選定に係る協会加入事業者調査依頼
16日 「日本の速記」1月号納品・発送
30日 第77回全国議事記録議事運営事務研修会報告をHPに掲載
2月3日 広報委員会
7日 用字例委員会
13日 第232回速記技能検定（IBT型）実施に係る打合せ
14日 第3回定例理事会
20日 第7回速記交流合宿（～23日・東京）
22日 第232回速記技能検定実施（IBT型・分試験2会場）
28日 第232回速記技能検定運営委員会（採点）

伝

言

板

■ 会員異動

新入会員（二月十四日付）

田中佑京さん（大阪ブロック）

入会ありがとうございます。

■ お知らせ

〈編集後記〉

NHKの大河ドラマ「豊臣兄弟」の第八回「墨俣一夜城」で筏が活躍するシーンがありました。和歌山県北山村の筏師が川並衆に扮して活躍したそうです。村長さんはよく知っているので、一度遊びがてら筏下りをやってみたいな。（天）

三連休初日にインフルエンザにかかってしまいました。検定業務では慌てて引継ぎさせていたとき、ご迷惑をおかけした上、日にち薬で病を治すことに

なり、現代医療のありがたみと、自分のタイミングの悪さを改めて思い知りました。（小骨）

今月号の「第七回速記交流会届報報告」、題字の背景デザインを事務局を手伝っていたにいたっている東京造形大学の中川愛理さんにお願いしました。モノクロだとよく分からないかもしれませんが、春らしい色合いがすてきです。ぜひ、ホームページのデジタル版で御覧ください。（ずんだ）

今年も入札、見積競争の季節がやってきた。ある官庁の仕様書に、「速記業務の実施者は、速記技能検定試験の一級又は同等以上の資格を有する者であること」という特記がある。その力を何をもって証明するか。長年の実務経験によって蓄積された反訳力もその一つだと思う。（豆）

整理整頓が苦手、先延ばしにしているうちに取っ散らかってしまう。そのうちなどとかをくくっていたら、事務所移転の話が出た。大変。（jk@）

日本の速記 2026年2・3月号

発行日 令和8年3月1日
発行人 保坂 正春
編集人 保田 良春
発行所 公益社団法人 日本速記協会
〒171-0033
東京都豊島区高田3-10-11 KGビル4階
電話 03(6205)9701 F A X 03(6205)9702
Eメール info@sokki.or.jp <https://sokki.or.jp/>

印刷所 日本印刷株式会社 〒170-0013
東京都豊島区東池袋4-41-24 東池袋センタービル

第233回速記技能検定のお知らせ

☆日 時 令和8年5月31日（日）

・東京・大阪以外の会場

全級

受付12:00～ 検定開始13:00

・東京・大阪（午前・午後実施）会場

午前

3・5級 受付10:45～ 検定開始11:30

午後

1・2・4・6級 受付12:55～ 検定開始13:40

検定会場と開始時刻は、受検票でよく確認してください。

☆試験級 1級から6級まで全級実施

☆試験地 札幌、盛岡、東京、名古屋、大阪、福岡

☆受検料 1級 6,000円 2級 5,000円 3級 4,000円
4級 3,000円 5級 2,500円 6級 2,000円

☆受付期間 4月1日～5月10日（必着）

※検定会場の事情が許せば、検定当日の申込みもできます。

必ず事前に協会にお問い合わせください。

☆朗読速度・朗読時間・反訳時間等一覧表

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
分 速 (字)	3 2 0	2 8 0	2 4 0	1 8 0	1 2 0	8 0
朗読時間 (分)	1 0	1 0	5	5	5	5
総 字 数 (字)	3 2 0 0	2 8 0 0	1 2 0 0	9 0 0	6 0 0	4 0 0
反訳時間 (分)	1 3 0	1 3 0	6 0	6 0	6 0	6 0
正 確 度 (%)	9 8	9 8	9 7	9 7	9 6	9 6
許容失点 (字)	6 4	5 6	3 6	2 7	2 4	1 6

☆合格者の登録・認定等

・合格者は、協会備付けの合格者名簿に登録する。

・合格者は、履歴書の「資格」欄へ以下のように記載できる。

「〇年〇月〇日 文部科学省後援、日本速記協会認定第〇回速記技能検定〇級合格」

・1級合格者、2級合格者をそれぞれ「1級速記士」、「2級速記士」と認定する。

また、本人の申請により、「1級速記士証」、「2級速記士証」を交付する。

☆次の検定予定

第234回 令和8年8月30日（日） 長岡、東京、名古屋、大阪

☆問合せ先

〒171-0033

東京都豊島区高田3-10-11 KGビル4階

公益社団法人 日本速記協会

電話 03-6205-9701 e-mail info@sokki.or.jp